

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 新旧対照条文

目次

○男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）（抄）（第一条関係）	1
○男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）（抄）（第二条関係）	3
○船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）（第三条関係）	4
○国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）（第四条関係）	5
○独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十四号）（抄）（第五条関係）	6

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
(連携及び協働の促進) 第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。 2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。 (人材の確保等) 第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。	(新設) (新設) (新設)

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二十条 (略)

(削る)

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(新設)

第十九条 (略)

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

改 正 案	現 行
（独立行政法人男女共同参画機構の役割） 第十条の二 独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。 （連携及び協働の促進） 第十八条 （略） 2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点（次項において「男女共同参画センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。 3 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。	（新設） （連携及び協働の促進） 第十八条 （略） 2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。 （新設）

○船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		別表第一（第二条関係）			
		名称	根拠法	（略）	（削る）
		（略）	（略）	（略）	（略）
		独立行政法人男女共同参画機構	独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第 号）	（略）	（略）
現 行		別表第一（第二条関係）			
		名称	根拠法	（略）	（新設）
		（略）	（略）	（略）	（略）
		独立行政法人国立女性教育会館	独立行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律第百六十八号）	（略）	（新設）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		別表第二（第二百二十四条の三関係）			
		名称	根拠法	（略）	（削る）
		（略）	（略）	（略）	（削る）
		（略）	（略）	（略）	（略）
		独立行政法人男女共同参画機構	独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第 号）	独立行政法人男女共同参画機構	独立行政法人男女共同参画機構

現 行		別表第二（第二百二十四条の三関係）			
		名称	根拠法	（略）	（新設）
		（略）	（略）	（略）	（新設）
		独立行政法人国立女性教育会館	独立行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律第六十八号）	独立行政法人国立女性教育会館	独立行政法人国立女性教育会館
		（略）	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）	（略）

○独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十四号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （退職手当法の適用に関する経過措置） 第五条 施行日前に施行日前の研究所等を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の退職手当法（以下この条において「旧退職手当法」という。）第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人国立特殊教育総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の、独立行政法人大学入試センターを退職した者にあつては独立行政法人大学入試センターの、独立行政法人国立オリンピックピック記念青少年総合センターを退職した者にあつては独立行政法人国立青少年教育振興機構の、独立行政法人国立女性教育会館を退職した者にあつては独立行政法人男女共同参画機構の、独立行政法人国立国語研究所を退職した者にあつては大学共同利用機関法人人間文化研究機構の、独立行政法人国立科学博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立科学博物館の、独立行政法人物質・材料研究機構を退職した者にあつては国	附 則 （退職手当法の適用に関する経過措置） 第五条 施行日前に施行日前の研究所等を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の退職手当法（以下この条において「旧退職手当法」という。）第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人国立特殊教育総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の、独立行政法人大学入試センターを退職した者にあつては独立行政法人大学入試センターの、独立行政法人国立オリンピックピック記念青少年総合センターを退職した者にあつては独立行政法人国立青少年教育振興機構の、独立行政法人国立女性教育会館を退職した者にあつては独立行政法人国立女性教育会館の、独立行政法人国立国語研究所を退職した者にあつては大学共同利用機関法人人間文化研究機構の、独立行政法人国立科学博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立科学博物館の、独立行政法人物質・材料研究機構を退職した者にあつては国

立研究開発法人物質・材料研究機構の、独立行政法人防災科学技術研究所を退職した者にあつては国立研究開発法人防災科学技術研究所の、独立行政法人放射線医学総合研究所を退職した者にあつては国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の、独立行政法人国立美術館を退職した者にあつては独立行政法人国立美術館の、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立文化財機構の長は、旧退職手当法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

立研究開発法人物質・材料研究機構の、独立行政法人防災科学技術研究所を退職した者にあつては国立研究開発法人防災科学技術研究所の、独立行政法人放射線医学総合研究所を退職した者にあつては国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の、独立行政法人国立美術館を退職した者にあつては独立行政法人国立美術館の、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立文化財機構の長は、旧退職手当法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。